

令和6年7月農業委員会総会議事録

日 時 令和6年7月31日（水曜日） 議事開始 午前8時50分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 稲田 優 竹下 助範 山下 正成 森永 良仁
新原 正次 岩屋 美智子 田中 雄策 前原 幸太郎
田上 みゆき

【推進委員】 増田 賢造 津口 えりこ 坂元 清美 下原 小枝子
山野 真澄 杉元 義男 中津 ゆみ子 土器 三紀夫
中津 富夫 米倉 千春 山口 長徳 鶴田 幸一
園田 義保 吐師 伸次郎 吉田 尚美 上村 ゆかり

欠席委員

【農業委員】 栗下 章二

【推進委員】 宮田 吉人

事務局職員

事務局長 木原 俊一郎 事務局長補佐 川上 大輔
農地調整係長 塩入 友之 農地調整係主査 大園 あけみ
農地調整係主査 宮原 直子 農地調整係主査 田中 美千代
農地調整係主任主事 馬越脇 浩

議

題

- 報告第 5号 農地等の合意解約について
- 報告第 6号 農地法第3条の規定による許可の返戻について
- 報告第 7号 農地法第5条の規定による許可のあった事業計画変更申請の
取下について
- 議案第 17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 18号 農用地利用集積計画について
- 議案第 19号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第 20号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 21号 非農地証明願いについて
- 議案第 22号 農業委員会委員の辞任について

事務局長	<p>ただいまから令和6年7月定例農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様、ご起立をお願いします。</p> <p>一同礼（全員一同礼）</p> <p>ご着席ください。</p> <p>初めに、会長より挨拶並びに会務報告をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>（挨拶及び会務報告）</p> <p>次に、委員の出席状況を報告いたします。</p> <p>栗下委員、宮田委員より本日の会議に欠席する旨の届けがありましたので、報告いたします。</p> <p>よって、ただいまの出席者数は、農業委員9名、農地利用最適化推進委員16名で定足数に達しております。</p> <p>これより会議を開きます。</p> <p>議事に入る前に、議事録署名委員に田中委員と前原委員を指名します。</p> <p>それでは、ただいまから今月の審議に入ります。</p> <p>報告第5号から報告第7号、並びに議案第17号から議案第22号までを議題とします。</p>
事務局長	<p>事務局長に議案の朗読をお願いします。</p> <p>それでは、令和6年7月定例農業委員会総会の提出議案の朗読をさせていただきます。</p> <p>その前に訂正をお願いします。</p> <p>議案第19号に、来月の案件が1件入っていましたので、整理番号19番の削除をお願いします。</p>
会長（会長）	<p>（議案朗読）</p> <p>以上でございます。よろしくをお願いします。</p> <p>議案の朗読が終わりました。</p>

事務局	<p>これより、報告及び議案の審議に入ります。</p> <p>まず、報告第5号、「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第5号、農地等の合意解約についてご説明いたします。</p> <p>1ページをお開きください。</p> <p>今月の合意解約件数は、22件であります。</p> <p>次の2ページをご覧ください。</p> <p>7月分の合意解約一覧につきましては、ご覧の通りでございます。</p> <p>今月の総会案件と関連がないものについてご説明いたします。</p> <p>解約理由はすべて同じであります。今から申し上げる番号ですが、整理番号2番及び4番から6番まで、さらに次のページの22番です。これらは、所有者が受託するため解約するものです。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。</p> <p>質問ありませんか。</p> <p>（質問なし）</p>
議長（会長）	<p>質問がないようです。次にいきます。</p> <p>次に、報告第6号、「農地法第3条の規定による許可の返戻について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書4ページ、報告第6号、「農地法第3条の規定による許可の返戻について」ご報告します。</p> <p>許可返戻件数は、1件です。</p> <p>次の5ページをご覧ください。</p> <p>所有権移転の整理番号1番。</p> <p>場所は、大字〇〇になります。</p> <p>地目、面積は、田1筆、978平米で、令和6年4月の総会で審議されました。これについては、許可返戻の理由欄に記載の通り、譲渡人が死亡し、その後相続人が所有権を取得したため、許可書</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>を返戻するものであり、許可日は令和〇年〇月〇日です。 なお、申請地については、欄外に記載の通り今月の議案〇〇ページの農地法第3条議案中、所有権移転〇〇番として新たに許可申請がされております。</p> <p>説明が終わりました。質問ありませんか。</p> <p>（質問なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質問がないようですので、次にいきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、議案第7号、「農地法第5条の規定により許可のあった事業計画変更申請の取下について」を事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第7号、「農地法5条の規定により許可のあった事業計画変更申請の取下について」ご説明します。</p> <p>7ページです。</p> <p>整理番号1番。申請地は、大字〇〇、田1筆、1,067平米の変更申請ですが、工事のための進入路変更、パネル配置の変更ということで申請があり、令和〇年〇月総会で許可相当の決定を受けましたが、農地法上は施設の配置変更を行う際は変更申請が必要となっていますが、県が審査をする中で面的に変更がなく、周辺農地への影響もないと判断されることから、農政局へ確認を取られて変更申請は必要ないと判断されたため、申請を取り下げるものです。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>質問ありませんか。</p> <p>（質問なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質問がないようですので、次にいきます。</p> <p>議案第17号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説</p>

<p>議長（会長）</p> <p>下原委員</p>	<p>明いたします。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>今月の許可申請件数は、所有権移転6件のみとなります。</p> <p>申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については概略を説明します。</p> <p>次の9ページになります。</p> <p>整理番号1番、田1筆、3, 178平米の贈与です。</p> <p>次、整理番号2番、田2筆、1, 864平米の売買です。</p> <p>価格は、総額〇〇円です。</p> <p>次の10ページになります。</p> <p>整理番号3番、田1筆、662平米の贈与です。</p> <p>次、整理番号4番、畑2筆、791平米の売買です。</p> <p>価格は、総額〇〇円です。</p> <p>次の11ページになります。</p> <p>整理番号5番、田1筆、978平米の贈与です。</p> <p>次、整理番号6番、畑1筆、180平米の売買です。</p> <p>備考欄の通り、農地所有適格法人からの申請であります。</p> <p>価格は、総額〇〇円です。</p> <p>以上、所有権移転6件です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第17号については、担当委員等に現地確認等をしていただいています。</p> <p>土地の現地確認と申請人「受け人」の確認の状況について、各委員から報告をいただきます。</p> <p>所有権移転、整理番号1番の土地の報告を下原委員に、申請人「受け人」の報告を増田委員にお願いします。</p> <p>まずは、土地の報告を下原委員にお願いします。</p> <p>整理番号1番の農地1筆について報告します。</p>
---------------------------	---

	<p>申請農地は、〇〇自治会内にあります。</p> <p>〇〇橋の近くにある基盤整備された形状の良い水田です。</p> <p>一帯も基盤整備済みの水田地帯です。</p> <p>日照、接道、用排水は問題ありません。</p> <p>また、この農地は受け人が毎年作っておられ、現在も水稻が植えられています。</p>
議長（会長）	次に、整理番号1番の申請人「受け人」の報告を増田委員にお願いします。
増田委員	<p>整理番号1番の受け人について報告します。</p> <p>受け人の営農状況ですが、稲作主体の専業農家です。</p> <p>地域との調和について受け人は、専業農家で所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断します。</p>
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号2番の土地を山野委員に、申請人「受け人」の報告を中津ゆみ子委員にお願いします。
山野委員	まずは、土地の報告を山野委員にお願いします。
	<p>整理番号2番の農地計2筆について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇の南側にあり、〇〇自治会内にあります。</p> <p>基盤整備はされておられません。</p> <p>日照も良好で、接道、用排水も問題ありません。</p> <p>1, 615平米の農地には現在WCSが栽培されており、もう一筆の249平米の農地には何も作付されておりました。</p>
議長（会長）	次に、整理番号2番の申請人「受け人」の報告を中津ゆみ子委員にお願いします。
中津ゆみ子委員	<p>受け人は、〇〇自治会内にいらっしゃいます。</p> <p>営農状況は専業です。</p> <p>後継者はいて、取得後の利用状況は、「水田と一部に高菜がよいと聞いたので作ってみようと思っています。」ということでした。</p> <p>所有農地の畔の管理も良好で、地域との調和についても問題ない</p>

<p>議長（会長）</p> <p>山下委員</p>	<p>と判断しました。</p> <p>次に、所有権移転、整理番号3番の土地の報告を山下委員に、申請人「受け人」の報告を事務局にお願いします。</p> <p>まずは、土地の報告を山下委員にお願いします。</p> <p>整理番号3番の申請農地について報告します。</p> <p>農地は、〇〇維持管理組合の基盤整備をされた中にあります。</p> <p>〇〇でありまして、高速道路から300メートルぐらい南で〇〇沿いに面しています。</p> <p>基盤整備はされていまして、農地の形状は長方形の田んぼです。</p> <p>これは隣の田んぼが受け人の田んぼと隣同士でありましたので、今現在それを一枚にしてあります。</p> <p>日照は良好です。接道も良好です。用排水も良好で、現在は水稻が植えられています。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>事務局</p>	<p>次に、整理番号3番の申請人「受け人」の報告を事務局にお願いします。</p> <p>整理番号3番は譲受人が市外者のため、調査報告を事務局から説明します。</p> <p>譲受人は〇〇在住であり、今回の申請内容は実家のえびの市に所有し、耕作している農地の隣の田を贈与される許可申請です。</p> <p>譲受人は、水稻と露地野菜を栽培している専業農家です。</p> <p>譲受人との関係は、〇〇に当たります。</p> <p>現在〇〇に長男がおりますが、将来後継者になるか、未定とのことです。</p> <p>農地取得後の田んぼでは、隣の所有地と一体化して稲を栽培する予定です。</p> <p>所有農地の管理や地域との調和については、農業歴が〇〇年あり、また、頻繁に帰省し地域の取組にも協力しており、特に問題ないと判断いたします。</p>

<p>議長（会長）</p> <p>前原委員</p>	<p>次に、所有権移転、整理番号4番の土地の報告を前原委員に、申請人「受け人」の報告を山下委員にお願いします。</p> <p>まずは、土地の報告を前原委員にお願いします。</p> <p>整理番号4番の農地について説明します。</p> <p>申請農地は、〇〇自治会にあります。</p> <p>圃場の場所は、〇〇から東に約200メートルの位置にあります。</p> <p>市道から畑へ通じる通路がありますが、その通路を挟んで東と西にそれぞれ分かれています。</p> <p>畑の形状は良くありません。</p> <p>東側の圃場は耕起してありましたが、西側の圃場は背高アワダチソウなどが生え、少し遊休地化していました。</p> <p>どちらも境界が不明確な状態でした。</p> <p>日照はどちらもよいですが、東側の圃場は北に宅地があり、あと周囲はすべて畑となっていました。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>山下委員</p>	<p>次に、整理番号4番の申請人、受け人の報告を山下委員にお願いします。</p> <p>整理番号4番の件について報告します。</p> <p>受け人は、〇〇地区に住んでおられまして、〇〇の一番高いところに住んでおられます。</p> <p>この土地は、奥さんの実家が〇〇で買われたということです。</p> <p>渡し人との関係は知人であり、後継者はいらっしゃいません。</p> <p>そして、取得後は、畑として野菜、ニンジンなどを作りたいということです。</p> <p>地域との調和も良好でありまして、特に異常はないと思われまます。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>上村委員</p>	<p>次に、所有権移転、整理番号5番の土地及び申請人「受け人」の報告を上村委員にお願いします。</p> <p>整理番号5番について報告します。</p> <p>申請地は、〇〇地区にあり、〇〇の上り口のところにあります。</p>

	<p>農地の形状としては台形ですが、良い形でした。</p> <p>周囲は、田んぼと南側に山林がありますが、日照、接道、用排水も良好です。</p> <p>申請人の報告ですが、申請人は親子関係にあります。</p> <p>営農の状況としましては、団体職員との兼業です。</p> <p>後継者はまだ幼児のためわかりません。</p> <p>今、現在は作付されていませんが、来年から水稻を作付けしていくということでした。</p> <p>地域との調和についても良好と判断します。</p>
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号6番の土地及び申請人「受け人」の報告を竹下会長代理にお願いします。
竹下会長代理	<p>それでは整理番号6番について報告します。</p> <p>非常に小さな面積ですが、場所は、〇〇自治会の〇〇班の区域内にあります。</p> <p>農地の形状は長方形で良い形です。</p> <p>宅地に隣接した小菜園的な場所です。</p> <p>周辺一帯は、畑、山林、宅地があります。</p> <p>近隣の会社事務所から200メートルぐらい北側に少し上って行った高台のところにあります。</p> <p>日照、接道、用排水に関しては問題ありません。</p> <p>申請地の作付状況としては、畑、野菜を栽培しています。</p> <p>受け人について報告しますが、受け人は農業法人です。</p> <p>結構大きく経営している農業法人です。</p> <p>営農状況としては専業で、露地野菜、また稲作、それから野菜等の仕入れ及び出荷等をされている会社です。</p> <p>渡し人との関係は、すぐ隣であったということです。</p> <p>渡し人は、この法人の200メートルぐらい離れたところに住んでいます。高齡のため息子さんがいる〇〇の方に引っ越して、</p>

	<p>施設に入所されたそうです。</p> <p>息子さんより、宅地ごと、家ごとですね、購入をお願いできないかという相談がありまして、農業法人としては、研修生、いま外国から〇人ほど研修できているようですが、その宿泊施設にするということで、全体を確認したら農地が存在したということでした。現在利用をしているということでした。</p> <p>農業法人の所有農地の管理に関しては良好です。</p> <p>地域との調和も問題はありません。</p>
議長（会長）	各委員の説明が終わりました。
事務局	続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。
事務局	事務局から判断根拠を申し上げます。
	<p>今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが問題ありませんでした。</p> <p>農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆様から事前の調査報告がありました通り、地域との調和要件など問題はないということでございます。</p>
	<p>したがいまして、計6件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>ただいま各委員及び事務局より説明がありました。</p>
議長（会長）	これより、議案第17号の審議に入ります。
	各委員の質疑を求めます。
	質疑はありませんか。
森永委員	〇ページの整理番号〇番なんですけれども、〇〇さんの方に〇〇
	歳ということで、ここには書いてあります。
	先ほど説明があった中で、〇ページの年齢をみると〇〇歳になって
	いますが。
事務局	〇ページの内容につきましては、当時の申請状況です。

<p>杉元委員</p>	<p>○月○日許可があったわけですが、この両名が申請されたのが3月下旬ぐらいだったと思います。そして○月○日の総会で決定しました。その時の申請状況では、本人は○○歳、現在は○○歳です。誕生日を迎えられたんだと思います。</p>
<p>竹下会長代理 議長（会長）</p>	<p>9ページの6番の○○○○の代表者はだれですか。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>○○さんです。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>他にありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第17号は原案の通り承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員賛成）</p>
<p>事務局</p>	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りの通り決定します。</p> <p>次に、議案第18号、「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第18号、農用地利用集積計画について説明します。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>今月の計画件数は、所有権移転5件となっております。</p> <p>申出人の住所、氏名、備考欄については特記事項のみを説明し、他は省略します。</p> <p>また、法人の場合は年齢が空欄となります。</p> <p>13ページです。</p> <p>整理番号1番、畑1筆、866平米の贈与です。</p> <p>整理番号2番、田1筆、3,141平米の売買です。</p> <p>価格は、総額○○円です。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>整理番号2番は、米倉委員の掘り起こしになります。 整理番号3番、13ページから17ページです。 田9筆、畑6筆、計15筆、43, 187平米の贈与です。 整理番号4番、17ページから18ページです。 田2筆、997平米の売買です。 価格は、総額〇〇円です。 整理番号5番、田2筆、1, 310平米の売買です。 価格は、総額〇〇円です。 以上計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 これより議案第18号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。</p>
<p>増田委員</p>	<p>参考までに、〇番の生前一括贈与、これは税金がかかるんですか。分かれば教えてください。</p>
<p>議長（会長） 事務局長</p>	<p>事務局長より説明いただきます。 生前一括贈与につきましては、自己所有地をすべて18歳以上の後継者に贈与した場合には、本人が亡くなるまでは納税猶予されます。亡くなった時に相続税として精算をするという形になりますので、農地の評価は低いですので通常はそのまま免除というようになっています。 ですので、この納税猶予の制度を税務署に申請すれば税は納めなくてもいいという形に、一般的にはなるということです。</p>
<p>議長（会長） 増田委員</p>	<p>よろしいですか。 納税猶予の申請は農業委員会へしなくてよいのですか。</p>

<p>事務局長</p>	<p>税務署に届け出をするんですが、毎年農業委員会で後継者がちゃんと農地を適正に耕作しているという証明を取らないといけないので、その証明を農業委員会から受けて税務署に提出すれば、納税猶予がずっと継続するというような状況です。</p> <p>しかしながら、途中で自分の農地を他の方に売却したり、農地転用したりすると、納税猶予を打ち切られますので、そういったときには、納税猶予が打ち切られて贈与税を納めなければいけないという事態が出てくるということになります。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>増田委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>他にないですか。</p>
<p>森永委員</p>	<p>いまの点で少しわからないんですが、〇〇さんのところに2人の後継者がいらっしゃいます。それを一括してこれを〇の方にまだ贈与する形なんだけど、実際のところは〇〇が作っている農地もこの中に含まれている。この点はどうなるのですか。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>事務局より説明いただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>一応、名寄台帳で確認しました。農地の筆と全部一緒でございましたので、すべて〇〇の〇〇さんに贈与されるのだと思っております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>いま森永委員よりご意見いただきましたけれども、農業者年金の受給が伴っておりますので、1人の後継者に移譲することで農業者年金をもらえるということですので、2人の後継者に譲るのができないので、形上はそういうふうにされたんだと思いますが、実際は生前一括贈与というのは1人の直系の子供さんに贈与するという制度になっておりますので、複数にはできないということになっております。</p>
<p>増田委員</p>	<p>そうした場合、農業委員会に届けられないといけないんですか。</p> <p>それ（贈与者）が亡くなって、子供たちへ贈与すると言った</p>

<p>事務局長</p>	<p>場合は、農地なんかも全部一括で贈与した場合は届けないといけないんですか。</p> <p>この農業経営基盤強化促進法によって、贈与或いは農地法によって贈与という形で申請が上がれば、いわゆる農業委員会に申請をしたという形になりますので、それが届け出ではないですが、農業委員会の許可を得て贈与が成立しますので、当然今後登記もなおされていくと思います。今後は先ほど毎年と申しましたが、多分3年に1回、税務署にその届け出をしないといけないというふうになってると思います。</p> <p>贈与の届け出は、この申請を出した段階で、ひとつの増田委員が言われる届け出という形になると思います。</p> <p>贈与を受けた後は、その3年に1回耕作をしているという証明を農業委員会から受けて、税務署に納税猶予の継続を申請していくと、申請とか届け出をしていくということで納税の猶予をずっと続いていくという形になります。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>他にないですか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第18号は原案の通り承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成と認めます。お諮りの通り決定します。</p> <p>よって、議案第18号については原案の通り決定した旨を市長に通知します。</p> <p>次に、議案第19号、「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。</p>

事務局	<p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第19号の農用地利用集積等促進計画について説明します。</p> <p>資料の20ページをご覧ください。</p> <p>今月の計画件数は、20件です。</p> <p>申出人の住所、氏名、借賃、備考欄については特記事項のみを説明し、他は省略します。</p> <p>整理番号1番、畑1筆、1, 939平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号2番、畑1筆、2, 511平米の使用貸借です。</p> <p>吐師委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号3番、畑2筆、4, 121平米の使用貸借です。</p> <p>吐師委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号4番、畑1筆、6, 767平米の賃貸借です。</p> <p>吐師委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号5番、畑3筆、10, 948平米の使用貸借です。</p> <p>吐師委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号6番、畑1筆、371平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号7番、畑2筆、105平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号8番、畑2筆、1, 486平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号9番、畑1筆、233平米の賃貸借です。</p> <p>21ページをご覧ください。</p> <p>整理番号10番、畑2筆、812平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号11番、畑2筆、505平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号12番、畑2筆、634平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号13番、畑2筆、171平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号14番、畑6筆、1, 063平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号15番、21ページから22ページ。</p> <p>畑20筆、223, 226平米の賃貸借です。</p>
-----	---

	<p>中津富夫委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号16番、畑2筆、2，209平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号17番、畑2筆、4，202平米の賃貸借です。</p> <p>23ページをご覧ください。</p> <p>整理番号18番、田1筆、1，260平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号20番、畑3筆、8，890平米の賃貸借です。</p> <p>森永委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号21番、畑2筆、5，382平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号6番から14番までにつきましては、〇〇にあります〇〇〇の案件になります。</p> <p>以上本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、及び農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第19号の審議に入ります。</p> <p>まず、整理番号〇番の受け手は、〇〇委員が役員を務める法人であります。よって、整理番号〇番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p>
議長（会長）	<p>（〇〇委員退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは整理番号〇番について、各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号〇番は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員賛成）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。よって通り決定します。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員着席）</p> <p>次に、整理番号〇番の出し手は、〇〇委員と同居する親族であります。よって、整理番号〇番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員退席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは整理番号〇番について、各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号〇番は、原案通り承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よってお諮りの通り決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、整理番号〇番及び整理番号〇番を除く議案第19号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号〇番及び整理番号〇番を除く議案第19号は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長（会長）	<p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第19号はお諮りの通り決定します。</p> <p>また、原案の通り宮崎県農業振興公社に農用地利用集積促進等計画の作成を要請します。</p> <p>ここで10分間の休憩をします。</p> <p>9時55分に再開します。</p> <p>（休憩） 9時43分</p>
議長（会長）	<p>休憩前に続きまして会議を開きます。</p> <p>次に、議案第20号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、及び議案第21号、「非農地証明願について」を一括議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>24ページをお開きください。</p> <p>申請件数は1件です。</p> <p>申請人等の住所、氏名、立地基準については省略します。</p> <p>25ページです。</p> <p>整理番号1番、申請地は、大字〇〇、畑1筆、493平米を一般個人住宅として申請するものです。</p> <p>権利関係は贈与です。</p> <p>工事期間は、令和6年9月10日から令和6年12月25日までとなっています。</p> <p>事業費につきましては、造成費〇〇円、建設費〇〇円、計〇〇円を融資にて対応されます。</p> <p>生活排水につきましては、合併浄化槽にて処理後、雨水とともに公共用水路にて処理します。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>議案第21号、非農地証明願いについて説明します。 26ページをお開きください。 今月の許可申請件数は2件です。 申請人等の住所、氏名、立地基準については省略します。 27ページです。 整理番号1番、申請地は、大字〇〇、畑1筆、1,628平米です。 申請理由は山林です。 整理番号2番、申請地は、大字〇〇、田4筆、1,834平米です。 申請理由は原野です。 事務局の説明が終わりました。</p>
<p>山下第1小委員会 委員長</p>	<p>議案第20号及び議案第21号については、去る7月30日に、第1小委員会で審議がされていますので、ここで第1小委員会委員長から報告をお願いします。 第1小委員会の報告をします。 会長からの招集を受けまして、7月30日、委員10名と事務局3名、計13名の出席の下、第1小委員会を開催しました。 今回の議案は、農地法5条申請1件、非農地証明願い2件、計3件です。 初めに、議案第20号、農地法5条申請、整理番号1番についてご説明いたします。 譲受人は、〇から土地の贈与を受けて一般住宅を建設するため申請されたものです。 場所は、〇〇から南東に位置しておりまして、〇〇の〇〇交差点を〇〇方面へ県道を折れ、〇〇の手前のすぐ東に位置します。 申請地の状況は、北側は〇〇、南側は譲渡人所有の宅地、東側は農地ではありますが、雑草が繁茂しており、西側は県道に接して</p>

います。

南側は、譲渡人が〇〇として利用しています。

周囲一帯は農地の広がりもなく、周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に、議案第21号、非農地証明願い2件についてご説明いたします。

まず、整理番号1番の願い出地は、〇〇の〇〇地区にあり、〇〇から、〇〇を〇〇方面へ約1.5キロメートル進みますと、道路沿いに〇〇がありますが、その四差路から南へ約500メートルの山林の中に位置します。

周囲はすべて山林です。

申請地へは、公用車で行くことができず、航空写真、現況写真での判断となりましたが、現地は杉、檜の植林後10年以上経過しているものと判断され、非農地としてもやむを得ず、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番の願い出地は、〇〇地区にあり、〇〇北側の県道沿いに、〇〇の〇〇がありますが、〇〇すぐ西側から、〇〇沿いを北へ約500メートル進んだところに位置します。

道路側から〇〇を越えて西側に位置します。

現地は、北側と西側は農地、南側は原野、東側は河川です。

願い出人は、これまで〇〇の東側道路から河川を渡って耕作していましたが、河川に土砂等が堆積し渡ることが出来なくなり、耕作もできなくなってしまったとのことです。

隣接の農地には、別な通作路がありますが、願い出地には通作路がなくなってしまったようです。

現状を見る限りでは、耕作条件もわるく、今後耕作を継続することは不可能と思われましたので、非農地としてもやむを得ないと判断しました。

<p>議長（会長） 事務局</p>	<p>以上、第1小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法5条申請1件、非農地証明願い2件、計3件については、全会一致で許可または承認相当と判断しました。</p> <p>以上で第1小委員会の報告を終わります。</p> <p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>判断根拠を説明します。</p> <p>農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましても、申請書に基づき審査した結果問題ありませんでした。立地基準につきましても、小委員長報告にありました通り問題ないとのことです。</p> <p>また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領、及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断します。</p> <p>よりまして、今月の議案第20号から21号の計3件につきましても、転用許可基準及び非農地判断基準をすべて満たしていると判断します。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>第1小委員会委員長報告及び事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第20号及び議案第21号の審議に入ります。</p> <p>議案第20号及び議案第21号については、一括して各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>議案第20号及び議案第21号に対する第1小委員会の判断は、許可相当及び非農地として承認相当です。</p> <p>また、事務局の判断も許可相当または非農地として承認相当です。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第20号及び議案第21号は原案の通り承認することに、賛</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手） 全員賛成と認めます。 議案第20号及び議案第21号は原案の通り決定します。 また、議案第20号については、許可相当として知事に意見書を送付します。 次に、議案第22号、「農業委員会委員の辞任について」を議題とします。 担当課の畜産農政課から説明をお願いします。</p>
<p>畜産農政課長補佐</p>	<p>畜産農政課の山下といたします。 28ページをご覧ください。 議案第22号について説明します。 農業委員会委員の辞任についてということで、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により皆様方の同意をいただくものです。 ちなみに、この条項につきましては、委員が辞任する場合は市長及び農業委員会の同意を得れば辞任ができるというふうになっていますので、今回議案として挙げさせていただきました。 では説明します。 29ページをご覧ください。 申し出のあった委員につきましては、〇〇委員。 辞任理由につきましては、〇〇〇〇によるもの。 辞任同意願いが提出されたのが、令和6年7月10日。 辞任希望日が、令和6年7月31日です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ただいま、畜産農政課からの説明が終わりました。 説明の通り、農業委員会委員の辞任については、農業委員会の同意が必要です。 各委員の意見を求めます。</p>

杉元委員	<p>また、委員辞任後早期の委員の選任を市長へ求めることについてもあわせて意見を求めます。</p> <p>辞任の同意及び委員選任について、意見等はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>〇〇委員は〇〇地区の方ですが、次の選出される方は〇〇地区になるんですか。</p>
畜産農政課長補佐	<p>元々地区割りは設けておりませんので、今回も広く市内在住の方ということで募集をかける予定でおります。</p>
杉元委員	<p>今回の選任につきましては地区を指定はしないということなんですが、前は地区ごとに飯野は何人、上江は何人とされたと思いますが、そこは考慮されないんですか。</p>
畜産農政課長補佐	<p>通常の任期満了に伴う募集とは違いまして、今回、緊急やむを得ない事情になっておりますので、市としましては地区割のことは考えていません。まずは、農業委員さんを一人早急に補充する手だてだけを考えています。</p>
杉元委員	<p>もう一回いいですか。</p> <p>〇〇委員の担当地区が今は事務局で対応されますが、後を考えれば、できれば〇〇地区から選ばればよいと思いますが。</p> <p>できなければそれでよいです。</p>
畜産農政課補佐	<p>当然選考委員会というのが開催されます。</p> <p>当然農業委員会の会長も中に入られます。</p> <p>そういった中で、そういうご意見等があれば結果的にはそうなるかもしれませんが、募集の段階で、〇〇地区のみということで募集はしないということでご理解いただければと思います。</p>
杉元委員	<p>募集をかけるときは、募集の文書を回覧で回すということですね。</p>
畜産農政課長補佐	<p>はい。本日同意はされれば、早急に直近の8月5日の回覧という形で、及びホームページで募集をかけたいと思っています。</p>
杉元委員	<p>わかりました。</p>

議長（会長）	他にないですか (質疑なし)
議長（会長）	意見がないようですので、終結します。 お諮りします。 議案第22号については、提案の通り委員の辞任に対して同意すること、並びに早期の委員の選任を要望することについて賛成の委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、議案第22号については、お諮りの通り委員の辞任に対し同意することで決定しました。 また、委員辞任後の早期の委員選任についても含めて市長へ答申をします。 午前10時10分終了